二　司法試験法第九条の司法試験又は司法試験予備試験の合格証書の授与に関する事務
三　司法試験法第十条の司法試験又は司法試験予備試験の合格の取消し等に関する事務
四　司法試験法第十一条第一項の司法試験又は司法試験予備試験の受験手数料の納付に関する事務

第十条の九　法別表十九の四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第五条の二第一項の免許状の授与の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
二　教育職員免許法第五条の二第三項の新教育領域の追加の定めの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
三　教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの免許状の取上げに関する事務
四　教育職員免許法第十三条第一項の公告又は通知に関する事務
五　教育職員免許法第十五条の免許状の書換若しくは再交付の願出の受理、その願出に係る事実についての審査又はその願出に対する応答に関する事務

第十条の十～第十条の十二　［略］

第十七条の三　法別表二十五の三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）第九条第一項の海事代理士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
二　海事代理士法第十条第一項の海事代理士の新たな事務所の設置の許可若しくは登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
三　海事代理士法第十一条第一項の海事代理士の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
四　海事代理士法第十二条の海事代理士の登録の抹消に関する事務
五　海事代理士法第十三条の海事代理士の業務の廃止等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
六　海事代理士法施行規則（昭和二十六年運輸省令第四十二号）第五条の二の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第十七条の四　［略］

第十八条の六　法別表三十一の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条の二第一項の在留資格認定証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
二　出入国管理及び難民認定法第二十条第二項の在留資格の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
三　出入国管理及び難民認定法第二十一条第二項の在留期間の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
四　出入国管理及び難民認定法第二十二条第一項の永住許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
五　出入国管理及び難民認定法第二十二条の二第二項（同法第二十二条の三において準用する場合を含む。）の在留資格の取得の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
六　出入国管理及び難民認定法第二十二条の四第一項の在留資格の取消しに関する事務

［新設］

第十条の八～第十条の十　［同上］

［新設］

第十七条の三　［同上］

［新設］